

## 小野商工会議所SDGs宣言企業登録制度実施要綱

この要綱は、SDGsに積極的に取り組む事業者等を後押しする「小野商工会議所SDGs宣言企業登録制度」の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

### 第1条

事業者等が自らの活動とSDGsとの関連性を認識し、SDGsの達成に向けた具体的な取組みを推進し、その普及を促進するとともに新たな価値の創造を促す。また、その取組みを宣言することで、企業のリスク回避や社会貢献、地域での信頼の獲得のほか、新たな事業機会を創出する効果も期待できることから、小野市の特性を生かした持続可能な社会の創造に向けて、SDGsの取組みを原動力とした地方創生を実現することを目的とする。

(対象)

### 第2条

小野商工会議所SDGs宣言企業登録制度の登録の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する事業者等とする。

- (1) 2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組みを明確に示していること。
- (2) 自らの活動とSDGsの17のゴールとの関連付けがなされていること。
- (3) 小野商工会議所の会員であり、年会費の未納がないこと。
- (4) 小野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないもの。
- (5) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

(登録の申請)

### 第3条

前条の登録(以下「登録」という。)を受けようとする事業者等は、小野商工会議所SDGs宣言企業登録申請書(様式第1号)に次の書類を添付して小野商工会議所会頭(以下、「会頭」)に申請するものとする。

- (1) 小野商工会議所SDGs宣言書登録申請書(様式第1号)
- (2) 申請内容には、目指すゴールの設定(1つ以上)、ゴールの達成に向けた具体的な取組み内容等を示すこと。(様式第2号)
- (3) その他会頭が必要と認める書類

(登録の実施)

第4条

- 1 会頭は、前条の規定による申請があった場合において、第3条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした事業者等を小野商工会議所SDGs宣言企業登録事業者として登録し、宣言書の公表を許可するものとする。
- 2 会頭は、登録をしたときは当該登録事業者に対し、ホームページにおいて取組内容を公表するよう促すとともに、当該登録事業者の名称等を小野商工会議所ホームページにおいて公表するものとする。また、登録事業者の登録情報について、小野市と共有することができる。
3. 小野市SDGsピンバッジの授与及び追加購入について
  - ①1事業所について3個まで無償
  - ②追加注文販売…1個(            円)とする。
4. 登録企業等は、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業・団体として、「自らのSDGsに関する活動を広く広報すること」や、「SDGsを普及・啓発すること」を目的として小野市SDGsシンボルマークを名刺や会社案内等に使用することを認める。
5. 商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービスへの使用等、収益を上げることを目的として使用することは認めない。シンボルマークの使用にあたっては、案件ごとに「事前の使用の届け出」が必要となる。

「小野市SDGsシンボルマーク」使用取扱要領を確認の上、下記の「(第2号様式)小野市SDGsシンボルマーク使用届出書」を小野商工会議所に提出してください。

(登録の有効期間)

第5条

登録の有効期間は、登録の日から2030年までとする。

(登録費及び年会費)

第6条

登録費及び年会費は無料とする。

(登録の変更)

第7条

登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、小野商工会議所SDGs宣言企業登録変更届(様式第3号)により速やかにその旨を会頭に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第8条

- 1 登録事業者は、登録の辞退について、会頭に申し出ることができる。
- 2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、小野商工会議所 SDGs 宣言企業登録辞退届（様式第3号）を会頭に届け出なければならない。  
（登録の取消し）

#### 第9条

会頭は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
  - (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
  - (3) SDGs の達成に資する活動について、実態がないと認める場合
  - (4) その他、登録事業者として適当でないと認める場合
- 2 会頭は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた地域事業者等に対し、通知するものとする。

（事務の所掌）

#### 第10条

この要綱に関する事務は、小野商工会議所総務課において所管する。

（その他）

#### 第11条

この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する